

家計改善支援事業（任意事業）の実績（令和4年12月末時点）

<事業の概要>

家計改善支援とは、支援員（家計改善支援員）が、家計に困り事を抱える相談者（生活困窮者）からの相談に応じ、相談者の気持ちに寄り添いながら家計の状況を共有し、家計の視点から相談者とともに生活困窮からの出口を見つけ出す支援です。

相談者それぞれの境遇や潜在的なニーズを把握し、必要な情報提供や専門的な助言、関係機関への同行等を通して、相談者の自立を促し、相談者とともに家計の改善に取り組みます。

最終的には、相談者自身が将来にわたって家計を自己管理できる力を育み、早期に生活を再生することを目指します。

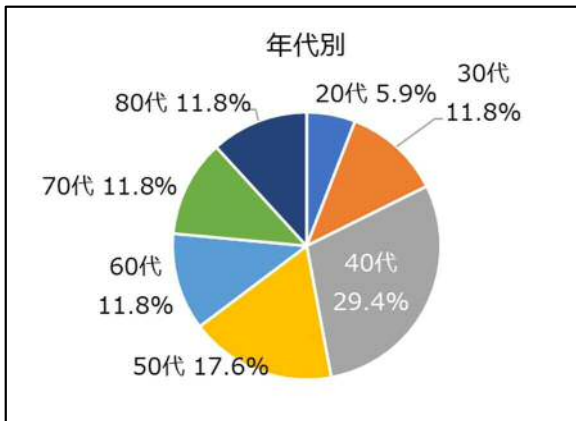
1 支援実績

ア 新規面談の家計再生プラン実績

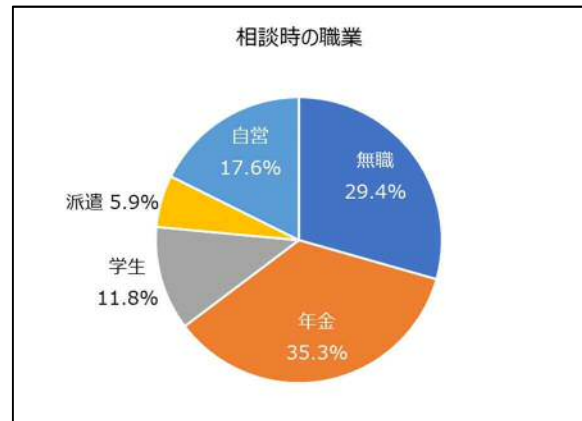
【図表 1-1①】新規面談の家計再生プラン実績集計表

家計相談支援内容		件数	割合	
相談者数合計（人）		17	100%	
性別	男性（人）	10	59%	
性別	女性（人）	7	41%	
年齢（平均）		54.3		
①相談時家計表作成		17	100%	
②家計計画表作成		16	94%	
③キャッシュフロー表作成		9	53%	
④家計再生プラン作成		17	100%	
		件数	プラン割合	件数割合
家計再生プランの支援内容	⑤家計相談の継続	17	100%	100%
	⑥債務整理	3	18%	18%
	⑦貸付あっせん	1	6%	6%
	⑧GC緊急対応資金	-	-	-
	⑨食糧支援	2	12%	12%
	⑩年金・手当の増収	0	0%	0%
	⑪就職による増収	0	0%	0%
	⑫就学援助	0	0%	0%
	⑬各種減免	2	12%	12%
	⑭納付相談	2	12%	12%
	⑮債務整理以外の法律相談	0	0%	0%
	⑯住居確保給付金	1	6%	6%
	⑰生活保護	2	12%	12%
	⑱その他	0	0%	0%

【図表 1-1②】 年代別



【図表 1-1③】 就労状況



新規相談件数は17件となっています。キャッシュフロー表の作成については相談者の状況に応じて作成するよう工夫をしています。相談者の内訳としては40代が最も多く、職業では無職と年金生活者で過半数を占めています。

また、2022年12月から新型コロナ特例貸付の償還猶予を希望される相談が増加し、内容としては支出の見直しよりも収入の確保が優先されるものでした。家計表で安定した生活に必要な収入の目安を見る化し、就労支援と連携した支援を行っています。2023年1月から償還が開始されたことを受けて、今後も引き続き同様の相談件数の増加が見込まれます。

イ 支援実績の集計

【図表 1-2】 家計改善支援事業の支援実績集計表

支援内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
面談同席（同意なし）				1	1	3	2	2	4	13
初回相談（同意あり）		5	4	0	3	1	1	0	3	17
継続相談（同意あり）		2	7	7	11	11	17	9	7	71
延べ相談		7	11	8	15	15	20	11	14	101
プラン作成		5	4	0	3	1	1	0	3	17
食糧支援				2						2
弁護士同行	1	1			2			1	1	6
自宅訪問相談			1	2	1	2	3	2		11
市債権管理課	1	2	1	2	1	1	1	1	1	10
市国保窓口	1	2	1	2	1	1	1	1	1	10
市年金窓口							1			1
市住宅管理センター			1		1				1	3
市水道お客様センター							1	2	1	4
市生活援護課	1			1		1	3	1		7
その他市役所窓口										0
税務署同行										0
年金事務所同行										0
病院同行										0
携帯電話店同行							1			1
不動産店同行						1				1
中古車店同行										0
銀行同行									1	1
支援調整会議	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8
終結					1			3		4

事業開始から延べ相談件数は101件となっています。自宅訪問と滞納金支払いの同行支援の割合が多く、同行支援は延べ44回行いました。自立相談支援機関と連携した支援ができました。

【図表 1-3】 家計改善支援事業未利用者への支援状況

	対象者 (年齢・性別)	来所相談	電話 メール	自宅訪問	他機関同 行等	その他
1	70代・女性	1				
2	60代・女性	1				
3	80代・女性	1				
4	50代・女性		2			
5	70代・男性			1		
6	70代・男性	2				

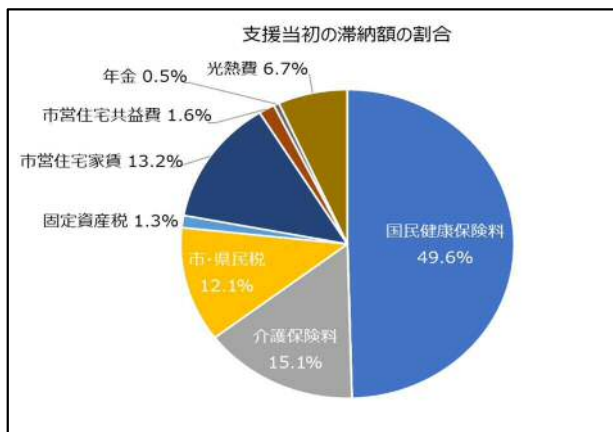
7月より本事業の利用につなげる目的で、利用の同意がない段階での相談への同席を始めました。個人情報観点やセンシティブな内容を含むため、同意なしでの同席は可能な限り1回までとすることを確認しています。同意なしのまま相談を終えた人数は5名（1名は2023年2月に利用へ。）となりました。

ウ 滞納金の支払い実績

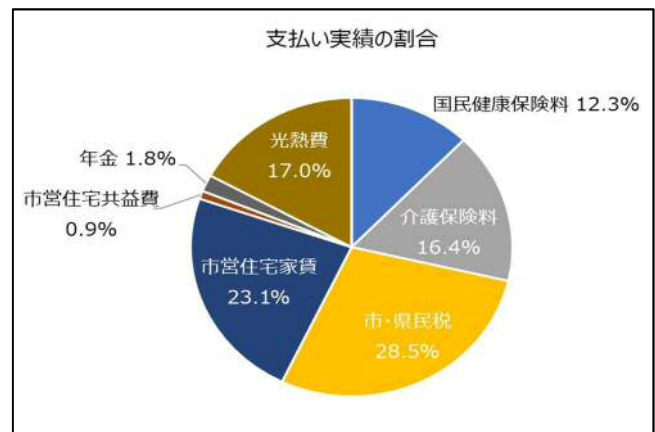
【図表 1-4①】 滞納金支払い実績表（全6ケース）

保険・税	滞納額 (支援当初)	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月	2022年10月	2022年11月	2022年12月	合計
国民健康保険料	1,169,507	0	5,000	25,000	0	12,000	0	10,000	11,000	21,000	84,000
後期高齢者医療保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	355,720	0	0	0	0	1,000	0	0	111,120	0	112,120
市・県民税	284,380	0	10,000	30,000	0	15,000	0	14,000	121,080	5,000	195,080
固定資産税	30,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市営住宅家賃	311,400	0	0	40,600	0	40,600	0	0	0	77,300	158,500
市営住宅共益費	36,700	0	0	6,000	0	0	0	0	0	0	6,000
年金	12,450	0	0	0	0	0	0	0	12,450	0	12,450
光熱費	159,164	0	0	0	0	16,425	0	4,628	27,619	68,007	116,679
その他ローン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,359,321	0	15,000	101,600	0	85,025	0	28,628	283,269	171,307	684,829

【図表 1-4②】 滞納額の割合



【図表 1-4③】 支払い実績の割合



滞納金の支払いについて、芦屋市での事業開始から累計で684,829円の滞納金の支払いを支援しました。そのうち公租公課の占める割合は約82.9%で総額568,150円となり、生活困窮者支援を通じて収税にむすびつきました。

支援当初の滞納状況については、国民健康保険料の滞納が最も多く、次いで介護保険料、市営住宅家賃の順になっています。一方、支払い実績の割合は、市・県民税、市営住宅家賃、光熱費の順となっています。

エ 周知・啓発実績

【図表 1-5】周知実施件数

周知先	アウトリーチ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生活援護、自立相談、障がい相談研修				2							2
相談支援連絡会				1							1
ひだまりの会(ひきこもりの子供を持つ親の会)				1							1
くろまつ(就労準備支援事業プログラム)					2	1					3
権利擁護研修					1						1
包括ミーティング					1						1
生活困窮者自立支援推進協議会						1					1
県立高校	●				1				1		2
総合相談連絡会						1					1
社会福祉協議会 実習生						1	1		1		3
阪神地域障がい者就労支援センター情報交換会									1		1
保健福祉センター内パネル展示										1	1
合計			0	4	5	4	1	0	3	1	18

保健福祉センターの各種相談窓口への周知を8月までに終了することができ、9月からは、学校等の外部の機関に向けての周知を行いました。外部の機関への周知については、自立相談支援事業と就労準備支援事業とともに連携し進めることができました。

家計に関する情報や知識、本事業の取組や方針などを広く知らせることで、潜在的な相談者へのアプローチと将来的に困窮に陥ることのないような予防的な取組を、今後も進めていきたいと考えています。また、他機関への周知においては、これまで行えていなかった、中・長期的な家計の計画表の作成や生活の再建に必要な収入の見積もり額をあきらかにするなどの相談者の現状を正しく伝え、理解を深めていただくことが本事業の開始にともない可能となったことから、連携することで支援の幅が広がることをアピールしてまいります。

2 成果と課題

(1) 成果

ア 周知・啓発について

- ・事業紹介用リーフレットを1,000部作成し、市役所の関係窓口や保健福祉センター内及び芦屋セントマリア病院、南芦屋浜病院、市立芦屋病院に設置しました。
- ・関係各所への挨拶回りとは本事業の内容についての簡単な説明会を開催しました。
- ・保健福祉センター内にて3事業合同のパネル展示を行い、本事業については、展示に加えて事業紹介リーフレット、家計に関するチラシ3種を持ち帰り用として準備し、合計83枚(配布期間約1か月)持ち帰っていただくことができました。
- ・就労準備支援事業主催の「くろまつ」にて「お金の上手なやりくり」をテーマに3週にわたってワークを含む講座を行いました。
- ・自立相談支援事業と就労準備支援事業と連携し、県立高校への訪問を行い、本事業の紹介と成人年齢引下げを切り口に、在校生へ向けた金融教育の研修内容を作成し、提案しました。

イ 支援内容について

- ・家計支援ツールを使用し、家計の見える化を行うことで現状と課題を本人に正しく理解していただき、債務、滞納についても返済計画が見える化し、適切な支援につながられました。
- ・滞納金の窓口担当者に家計表を配布することで、相談者の家計の現状について正確に把握してもらうことができました。

- ・弁護士との面談や債務整理は、相談者にとって不安が多いため、同行支援を行いました。
- ・同行支援計 44 回、自宅訪問 11 回、食糧支援 2 回行いました。
- ・事業開始から累計 684,829 円の滞納金の支払いを支援でき、そのうち、公租公課の占める割合は約 82.9%で総額 568,150 円でした。

ウ 各種協議について

- ・定例開催の会議等に参加し、他機関との情報共有ができました。
- ・現状と課題を家計の視点から報告することで、支援の視野が広がり、情報共有の精度が向上しました。

エ 支援体制の強化について

- ・国、県が開催する研修やグリーンコープ生協が独自で行う研修に可能な限り参加をし、その内容を相談に活かすことができました。

(2) 課題

ア 周知・啓発について

- ・今年度より新たに開始した事業のため、相談先としての定着や本事業の理解に向けて、様々な機関への周知や、定期的な事業説明の場が必要であると考えています。
- ・成人年齢引下げを切り口として、出前講座の提案をしましたが、金融教育の義務化にともない、学校側の必要性はそれほど高いものではありませんでした。金融教育の遅れを背景とした様々な家計の問題に対しては、予防的なアプローチが重要であると考えており、今後も切り口を変える等の工夫をし、学校訪問を継続していきます。

イ 支援内容について

- ・家計支援ツールの活用について、新型コロナウイルス感染症の影響から、相談者と一緒に家計表等を作成するということが、全国的に行いづらい環境にあったため、相談者自身の家計への理解度が低くなる傾向にありました。今度、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 2 類から 5 類へ移行することを受けて、家計表等を一緒に作成する形に戻し、家計の理解度を引上げ、より質の高い相談支援につなげたいと考えています。
- ・債務、滞納のある方のうち、現状では、支払い計画が立たないケースにおいては、債務整理や資産の売却等に理解をしてもらう必要がありますが、本人の意向と合致しないことが多く、支援が難航する場合があります。ケースによっては、本人のペースに合わせて、長期的に伴走支援を行っていくことも必要であると考えています。

ウ 各種協議について

- ・他機関からつながりやすい環境を作るため、今後も継続して周知等を行いながら、連携できる関係先を増やしていくことが必要であると考えます。

エ 支援体制の強化について

- ・研修や会議のオンライン開催が増えたことから参加しやすくなったため、今後も可能な限り参加をし、相談支援に活かしていきたいと考えます。